

# 社会福祉法人おおぞら会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おおぞら会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合であっても、別表1の実費弁償額とする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合であっても、別表1の実費弁償額とする。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項

の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合であっても、別表1の実費弁償額とする。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合であっても、別表1の実費弁償額とする。

（報酬の総額の決定）

第7条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬等総額は、年間一人当たり4万円以内とする。
- 3 全監事の報酬等総額は、年間一人当たり5万円以内とする。

（報酬の支給日）

第8条 役員等の報酬等は、職務遂行の当日に支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第9条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（適用除外）

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（公表）

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第12条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日より適用する
- 2 平成29年6月22日(29年度 定時評議員会の終了後)より一部改訂

別表1(日額)

| 名称            | 実費弁償費  | 報酬(控除後) |
|---------------|--------|---------|
| 理事会出席報酬等      | 3,000円 | 5,000円  |
| 評議員会出席報酬等     | 3,000円 | 5,000円  |
| 苦情対応第三者委員等報酬等 | 3,000円 | 5,000円  |
| 評議員選任・解任委員    | 3,000円 | 5,000円  |

別表2(日額)

| 名称            | 実費弁償費  | 報酬(控除後) |
|---------------|--------|---------|
| 理事長業務報酬等      | 3,000円 | 10,000円 |
| 理事及び評議員業務報酬等  | 3,000円 | 10,000円 |
| 監事監査指導報酬等     | 3,000円 | 10,000円 |
| 苦情対応第三者委員等報酬等 | 3,000円 | 10,000円 |